

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

- 目 次
- ◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部改正
 - ◇訓令 鳥取県収入証紙取扱細則の一部改正

規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第三号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「百円及び五百円の六種」を「百円、五百円

及び千円の七種」に改める。
別表第二に次のひな形を加える。

千 円
色 茶 墨



附 則

この規則は、昭和二十九年二月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第一号

庁 各 庫
中 一 般
金 庫

鳥取県収入証紙取扱細則(昭和二十八年六月鳥取県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

昭和二十九年一月十一日 鳥取県知事 西 尾 愛 治
様式第四号、様式第八号及び様式第九号を次のように改める。

出納長		昭和 年 月 日 送付		金庫銀行 渡		千円 五百円 百円 五十円 十円 四円 一円 額面合計		枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚		収入証紙 送付書		千円 五百円 百円 五十円 十円 四円 一円 額面合計		枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚		右のとおり送付致し 鳥取県出納長 金庫銀行 御中		収入証紙 領收証		千円 五百円 百円 五十円 十円 四円 一円 額面合計		枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚		右領收致し 昭和 年 月 日 鳥取県出納長 殿		金庫銀行 印	
-----	--	-------------	--	--------	--	-----------------------------	--	-----------------	--	----------	--	-----------------------------	--	-----------------	--	-----------------------------	--	----------	--	-----------------------------	--	-----------------	--	----------------------------	--	--------	--

様式第八号 現金還付請求書

一 金

但しこれは(何々の理由)により収入証紙の売さばきをやめ収入証紙の残数の買戻しを受けたものに対する相当額として
内訳のとおり

種類	数量	券面額	売さばき 手数料	差引現金
千円				
五百円				
百円				
五十円				
十円				
四円				
一円				
計				

上記の収入証紙昭和 年 月 日に受領した事を証明する

元小売さばき人 住所 氏 名

鳥取県知事 殿

事務取扱者 職 氏 名 印

県 金 庫

様式第九号 昭和 年 月 日 分 收入証紙受払報告書

種 類	受 入		出 高		現 在 高	備 考
	本 月 分	前 月 までの分	本 月 分	前 月 までの分		
一 円						
四 円						
十 円						
五十円						
百 円						
五百円						
千 円						

上記のとおり報告致します

昭和 年 月 日

鳥 取 県 金 庫 銀 行 印

鳥 取 県 出 納 長 殿

備 考 (1) 受入高欄には出納長から交付を受けたものを記載すること。

(2) 払出高欄には小売さばき人に売渡したものを記載すること。

附 則

この訓令は、昭和二十九年二月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発 行 日 火、 金

鳥 取 県 行 發 鳥 取 県 金 庫 銀 行 印
鳥 取 県 所 刷 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 縣